

徳之島行動計画 進捗状況等

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)	
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始
				平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成30年度		平成31年度							
1) 保護制度の適切な運用																	
1 奄美群島の国立公園指定・管理	徳之島のうち, 世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	環境省	国立公園の指定	○				・平成29年3月7日に国立公園に指定。	-						○		
		環境省	管理運営計画の作成		○	○	○		・平成29年度より管理運営計画の作成検討を実施。	・平成29年度に作成した素案をもとに検討会や住民説明会を開催し, 意見集約を行い, 地域の実情に即して協働的な保護管理を行うべく計画内容を検討する。					○		
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	林野庁	奄美群島森林生態系保護地域の設定	○				・平成25年4月1日に設定(保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha計:4,819.71ha)。	-						○	・保護地域の適切な保全・管理の実施。 ・林野庁において, 平成28年3月に策定された「奄美群島森林生態系保護地域保全計画」に基づき, 適切な保全・管理を実施。	
3 鳥獣保護区の管理等	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鹿児島県	県指定鳥獣保護区の指定・更新	○	○	○	○	・平成30年3月末現在, 徳之島内に3箇所(1,463ha)が指定済。							○		
		鹿児島県	パトロールの実施	○	○	○	○	・鳥獣保護管理員(3名)によるパトロールの実施。	同左						○		
2) 希少種の保護・増殖																	
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護等を図る。	環境省	・国内希少野生動植物種の新規指定 ・捕獲申請者等への適切な指導 ・密猟, 適法捕獲の監視 ・ネットオークション等の違法取引の監視	○	○	○	○	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 平成29年2月15日に2種を追加指定。 ・随時, 申請指導や監視を実施。	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 追加指定を検討。 ・随時, 申請指導や監視を実施。						○		
2 希少野生動植物保護条例の運用	県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し, 徳之島の生物多様性を保全する。	鹿児島県	希少野生動植物保護条例の制定	○				・平成15年3月, 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定。							○		
		鹿児島県	希少野生動植物保護条例の運用	○	○	○	○	・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の運用による希少種保護の推進。	同左						○		
		各町	希少野生動植物保護条例	○	○	○	○	・徳之島3町の希少野生動植物の保護に関する条例制定(平成24年9月1日:植物26種)。希少野生動植物保護条例指定種に昆虫5種追加指定(平成26年1月24日)。	・条例の適正な運用。 ・条例指定種追加に係る情報収集。						○	・徳之島地区自然保護協議会で作製した徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+を公共施設や宿泊所での配布。 ・徳之島地区自然保護協議会等関係機関によるパトロールの強化。 ・広報誌やHP等による周知。	
		各町	リーフレットの作成及び配布	○	○	○	○	・徳之島3町の条例指定希少野生動植物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の作成及び配布(平成26年3月～)。	・徳之島3町の条例指定希少野生動植物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の配布。						○	・同条例や指定された希少動植物の周知。	
		各町	看板の設置並びにポスターの製作及び掲示	○				・指定希少動植物捕獲採取禁止看板を設置(平成26年4月)。 ・指定希少動植物捕獲採取禁止ポスターの製作及び掲示(平成26年4月～)。							○	・希少動植物を見られる施設等がない。 ・広報誌やHP等による周知。	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中	取組完了	
															平成30年度	平成30年度				
5 希少野生動物の交通事故対策	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	各町	キャンペーンの実施やチラシの配布	○		○	○	・普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。	同左								・時期や場所の選定。	・取組みの効果検証を行い、効果が高い活動については取組みを強化。		
		林野庁	国有林への車両の進入規制	○	○	○	○	・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。	同左											
		各町	広報紙等での輪禍情報の提供	○	○	○	○	・徳之島3町広報紙での地元住民への輪禍情報の提供。	同左									・住民の認知度。	・取組みの効果検証を行い、効果が高い活動については取組みを強化。 ・広報誌・公式ホームページへの掲載等。	
		天城町	広報紙等での輪禍情報の提供	○	○	○	○	・徳之島3町広報紙での地元住民への輪禍情報の提供。	・町ケーブルテレビによる輪禍情報および注意喚起の文字広告掲載。											
		徳之島虹の会	交通事故防止キャンペーン				○		・自主事業による野生動物交通事故防止街頭キャンペーンを事故多発現場にて実施。									・県道上でのアマミノクロウサギ交通事故が急増。事故現場での普及啓発は今後も必要。		
		徳之島虹の会	標語の募集及び看板の設置	○	○	○		・徳之島虹の会で、小中学校より標語を募集し、クロウサギやケナガネズミの道路の多目撃地点に手作りの看板を設置。	・既設の看板補修と看板周辺の除草作業を計画中。		○									
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	環境省	傷病個体等からのデータの収集	○	○	○	○	・動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し、治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集。死亡個体については、死因を調べ記録を蓄積。また、死亡個体は、研究や環境教育に活用。	同左											
		各町	傷病個体・死亡個体発見時の連絡	○	○	○	○	・傷病個体・死亡個体発見時の環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。	同左									・関係機関等との連携。		
		徳之島虹の会	傷病個体・死亡個体発見時等の対応	○	○	○	○	・傷病個体・死亡個体発見時住民からの通報を受け、現場確認、死体回収、環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。	同左											
		徳之島虹の会	交通事故にあったアマミノクロウサギの救護等				○	・虹の会においては、交通事故にあったクロウサギを救護し、救護資金ねん出のための募金活動を行い、担当獣医へ寄付している。												
		環境省	警察や関係機関と連携した監視体制や普及啓発の強化	○	○	○	○	・警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図っている。	同左											
		環境省	普及啓発看板の設置			○	○	・普及啓発看板を設置。	同左											
		環境省 鹿児島県 各町	盗採防止キャンペーンの実施	○	○	○	○	・関係機関・団体による盗採防止キャンペーンの実施を検討。	・平成30年7月に関係機関・団体による盗採防止キャンペーンを実施。											
		林野庁	森林官等による巡視事業	○	○	○	○	・日頃からの森林官等の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止に努めている。	同左											

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了
								平成30年度		平成31年度					平成30年度					
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	林野庁	国有林への車両の進入規制	○	○	○	○	・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。	同左									・密猟・盗採防止のためパトロール強化。	・関係機関との情報等連絡体制を確立し連携した取組。 ・地域住民及び来島者への周知徹底。	
		鹿児島県	県希少野生動植物保護推進員の配置	○	○	○	○	・県希少野生動植物保護推進員(6名)を設置。	同左											
		鹿児島県	パンフレットの作成	○	○	○	○	・普及啓発用パンフレット作成。	同左											
		環境省	盗掘・盗採防止パトロールの実施	○	○	○	○	・盗掘・盗採防止パトロールの実施。	同左											
		各町 関係団体	盗掘・盗採防止パトロールの実施	○	○	○	○	・徳之島地区自然保護協議会による盗掘・盗採防止パトロールの実施。	同左										・奄美大島との盗掘・盗採に関する情報共有不足(現状では、新聞等の報道のみ)。 ・警察等との連携。	・奄美大島自然保護協議会との連携強化。 ・警察等と連携した合同パトロールの実施。
		徳之島虹の会	夜間林道パトロール	○	○	○		・自主事業による夜間パトロール。	・プロナツ助成事業「徳之島の世界自然遺産とその後を見据えた緊急的ノネコ対策と普及啓発活動実施。											
3) 外来種による影響の排除・低減																				
1 侵略的外来種への対策の強化	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	環境省	外来種の情報収集及び駆除	○	○	○	○	・関係行政機関、民間団体及び個人が連携して情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。現地調査等を実施し、リスト掲載種の有無等に関して情報ソースと合わせデータベース化した。	・関係行政機関、民間団体及び個人が連携して情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。									・データベース化、GISでの情報整理の仕方等。	・データベース化、GISでの情報整理の仕方等について検討。	
		鹿児島県	鹿児島県侵略的外来種リストの改正	○			○	・鹿児島県侵略的外来種リストを改正を行った。	・必要に応じて改正を行う。											
		鹿児島県	普及啓発ポスターの作成	○	○	○	○	・普及啓発ポスターを作成し、情報の周知を図った。	・普及啓発ポスターを活用した情報の周知の実施。											
		各町 徳之島虹の会	外来種の侵入状況把握及び駆除	○	○	○	○	・徳之島地区自然保護協議会による外来種の侵入状況把握、駆除作業の実施。地方創生推進交付金を活用した外来植物(ギンネム・アメリカハマグルマ・オオキンケイギク等)の駆除作業の実施。	同左										・優先駆除対象種の未選定。 ・外来植物の範囲拡大。	・外来生物法や県外来種番付に則した優先種の駆除。
		(環境省)																	・外来種駆除については、生息範囲が広域なため地元関係団体を活用した事業が必要。	・徳之島地区自然保護協議会と連携した駆除作業の実施。
		各町 徳之島虹の会	外来種栽培を行う住民に対する指導		○			・ボタンウキクサを栽培している住民に、自然保護協議会と連携して指導を行っている。												

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)						
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了		
								平成30年度		平成31年度					平成30年度						平成30年度	
		徳之島虹の会	ツルヒヨドリ調査		○			・環境省受託業務による特定外来種ツルヒヨドリの調査を実施。														
2 ネコ対策の実施	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	環境省関係団体	ノネコの捕獲	○	○	○	○	・希少種の生息域におけるノネコの捕獲を進める。実績：捕獲235頭(3/31現在)	・実績：捕獲248頭。(8/1現在)								○	・ノネコ捕獲効率の向上。 ・トラップシャイ個体への対応。	・わなや捕獲方法の工夫。			
		徳之島虹の会	ノネコの捕獲	○	○	○		・希少種の生息域におけるノネコの捕獲を進める。	・希少種の生息域におけるノネコの捕獲実施中。													
		環境省	講演の実施等による普及啓発	○	○	○	○	・一般住民向けの講演及び普及啓発を行っている。	同左													
		鹿児島県	ノネコ対策検討会の実施	○				・ノネコ対策検討会の実施。	・ノネコ対策検討会の実施。(H30.5.31)										○	・ノネコ対策フローの再検討。 ・効果的なTNRの実施。		
		各町関係団体	ノネコ収容施設の整備及び一時収容等	○	○	○	○	・既存施設をノネコ収容施設(ニャンダーランド)として整備。H26.12月より希少種生息域のネコの一時的収容、飼育馴化、譲渡を実施。実績：捕獲248頭、譲渡72頭(7/31現在) ※上記3町共通の取組主体：徳之島3町ネコ対策協議会	・ノネコ収容施設(ニャンダーランド)の運営。(徳之島3町ネコ対策協議会)										○	・収容力の限界。 ・譲渡数の減少。	・中長期計画の策定。	
	飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	環境省	ノラネコTNR及び適正飼養の呼びかけ	○	○	○	○	・関係行政機関・民間団体等が連携して、ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけを行った。	・関係行政機関・民間団体等が連携して、ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけを行っている。													
		環境省	マイクロチップの装着支援等	○	○			・マイクロチップの装着支援等を行った。												○		
		各町	ノラネコTNR、適正飼養の呼びかけ等	○	○	○	○													○		
		各町	飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	○	○	○	○	・飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例制定(平成26年4月)。飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例罰則規定等強化(平成29年6月)。	同左											○	・同条例の周知徹底。	・広報誌等での地元住民への周知徹底。
		鹿児島県	キャンペーンの実施	○	○	○	○	・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)。	同左											○	・ペットの適正飼養。	・法令に基づいた適正飼養がなされるよう努める。
鹿児島県	各種媒体による普及啓発	○	○	○	○	・適正飼養に関する広報活動、動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット、ポスター等による啓発。	・各町の広報誌等を介しての適正飼養に関する広報活動。 ・動物病院や動物取扱業者等を通じたリーフレット、ポスター等による啓発。 ・事案に応じた啓発活動。											○				
徳之島虹の会	地域住民へのロコミ普及啓発	○	○	○		・徳之島虹の会においては、地域住民へのロコミ普及啓発活動を行っている。	・普及啓発活動として、ロコミの他、HPでの掲載、講演、自然観察会、会報誌やメールでの情報提供を行っている。												○			

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)						取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)														
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)				未実施				実施準備中		実施内容決定		取組開始		取組継続中		取組完了		平成30年度	平成30年度		
		徳之島虹の会	シンポジウムの開催		○	○			・外来ネコ研究会と共催によるシンポジウム等を開催。	・プロナツ助成事業「徳之島の世界自然遺産とその後を見据えた緊急的ノネコ対策と普及啓発活動実施。																					
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和																															
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	鹿児島県	「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」	○	○	○	○	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について事業を選定。そのすべてについて実施済、又は継続して実施中。	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について県庁関係各課で取組を実施中。																			・進捗に遅れがある取組がある。	・戦略に記載された取組を実施するとともに、平成35年度までの10項目の数値目標達成に向け関連施策を推進する。なお、平成30年度に戦略全体についての中間評価と必要な改訂を行うため、県庁関係各課による庁内会議及び外部委員による評価検討会を実施する。		
		各町	関係機関間での連携した施策の推進	○	○	○	○	・各町においても鹿児島県と連携した施策の推進。	同左																						
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。 ○小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 ○アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 ○北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成	環境省	奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査のデータに基づく検討	○				・平成27年度に奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査を実施。これらのデータを元に、北部南部の生態系回廊の形成について関係行政機関にて検討。	同左																						
		鹿児島県各町	アマミノクロウサギの農業被害の状況についての情報収集	○	○	○	○	・平成28年度、奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業において、アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査を実施。 ・各町においても、鹿児島県と連携したアマミノクロウサギによる食害状況に関する被害農家等ヒアリング、農家アンケートの実施。	・農政部局と連携し、情報収集を行う。																						
		各町	アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査		○	○	○	・奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業において、アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査を実施。 ・各町においても、鹿児島県と連携したアマミノクロウサギによる食害状況に関する被害農家等ヒアリング、農家アンケートの実施。	同左																						・被害農地における対策の試験的実施。 ・自然保護部局と農政部局との連携を図りながら検討。 ・今後、自然保護部局と農政部局との連携を図りながら検討。 ・クロウサギ食害状況に関する農家アンケートの実施。 ・食害報告のあった農地の定期的なモニタリング。 ・天城町においては、当部集落を中心として食害状況の把握、継続的なモニタリングに努める。 ・各関係機関との情報共有及び協力。
		鹿児島県	有害鳥獣対策についての市町村計画書に基づき適正な捕獲や進入防止対策等	○	○	○	○	・有害鳥獣対策については、市町村計画書に基づき、適正な捕獲や進入防止対策等がはかれるよう指導している。	同左																						
3 生物多様性に配慮した森林施策の実施	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	鹿児島県	市町村有林管理計画	○	○	○	○	・県においては、平成28年度に市町村有林管理計画の案を作成中。	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。																				・市町村有林の管理計画の策定。	・国・県林務部局・市町村と調整を図りながら、市町村の計画策定を促す。	
		各町	統一的な森林管理手法の検討	○	○	○	○	・各町においては、町有林における統一的な森林管理手法の検討。	同左																					・農政部局等との連携。	・各関係機関との情報共有及び協力。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
															平成30年度	平成30年度		
4 環境に配慮した公共事業の実施	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	鹿児島県	公共事業における環境配慮指針	○	○	○	○	・平成28年度に県の事業において試行を行い、環境配慮指針を作成。 ・平成29年度は、県、市町村事業において、環境配慮指針を段階的に運用(アドバイザー制度等)。	・各事業において、環境配慮指針を段階的に運用する予定。						○	・アドバイザーの人材の確保等。 ・環境配慮に対する共通の同じ理念、方針、手順等の必要性。	・各関係事業実施主体との調整。	
		環境省	環境配慮指針の作成・運用への協力及び許認可指導等での活用	○	○	○	○	・「環境配慮指針」の作成・運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図った。	・「環境配慮指針」の運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。						○			
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理	○	○	○	○	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。	同左						○			
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮	○	○	○	○	・本年度以降に実施予定の畜産公共事業(事業名:畜産基盤再編総合整備事業)は、関係法令や県の環境配慮指針(仮称)に基づき、実施している。	・関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は、それを考慮したに沿った事業を実施。						○			
		鹿児島県	赤土流出防止	○	○	○	○	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。	・同左 ・農業農村整備において、仮説沈砂池3カ所、ほ場内土砂溜39カ所、法面植生約3万3千㎡を予定している。						○			
		鹿児島県	道路整備における環境配慮	○	○	○	○	・植生工においては、無種子による施工を行っている(切土面及び盛土面)。	同左						○			
		鹿児島県	林道整備における環境配慮	○				・林道山クビリ線において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者に助言をいただきながら工事を行った(平成28年度)。								○		
		鹿児島県	アドバイザーからの助言				○	○	・「公共事業における環境配慮指針(案)」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。	同左						○	・アドバイザーの人材の確保等。	
		各町	「環境配慮指針」の運用、アドバイザーからの助言			○	○	○	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。	同左						○	・公共事業の実施にあたり、各関係機関の情報共有。	・各担当者間での意見交換。
		徳之島虹の会	公共工事予定地の植物調査、移植作業等への協力	○	○	○	○	・徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。	・公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。							○		
徳之島虹の会	建設業関係者への講演		○	○		・世界自然遺産登録に向けた公共工事による事例等講演。	・公共工事による外来種対策について講演。							○				

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始
5) 適正利用とエコツーリズム																		
1 持続的観光マスタープランの策定	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	鹿児島県	奄美群島持続的観光マスタープラン	○	○	○	○	・平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定。 ・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。	・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。									
2 利用の調整	世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	林野庁	剥岳林道における車両の進入規制	○	○	○	○	・剥岳林道において、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)を図っている。	同左									
		環境省 林野庁 鹿児島県 徳之島町	山クビリ線の利用調整	○	○	○	○	・平成29年に、林道山クビリ線にセンサーカメラを設置し車両入込状況調査を実施。 ・平成29年12月に、関係者で構成する「徳之島利用適正化連絡会議」を設置し、開催。 ・利用のルール骨子案(認定ガイド同行等)を作成した。	・徳之島利用適正化連絡会議において合意形成を図り、平成31年度を目標に利用ルールの本格実施を開始。								・山クビリ線における利用調整。 ・剥岳林道における希少野生動植物の保護のため車両の進入規制。(平成28年12月1日施錠) ・住民の理解、制度の徹底、民有地の地権者との調整。 ・ナイトウォッチングの増加に伴う影響低減への対策についての検討。	
		各町	環境影響の顕在化が懸念されるエリアの利用規制			○	○	○	・世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアの利用規制の検討。	同左								
		徳之島虹の会	コアエリア以外でのエコツアーの提案					○	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイド育成とツアー商品の開発」 ・徳之島虹の会においては、利用者分散対策としてコアエリア以外でのエコツアーを町役場に提案している。	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・国立公園と里歩きを合わせたエコツアーメニューを開発。年次的にメニューを増やす計画。						・山クビリ線のみを利用規制がかかると無規制の他の林道へ負荷がかかり危険。既に進入車両が増加傾向にある。
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トレイル、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	環境省	直轄整備に係る基本計画					○	○	・直轄整備に係る基本計画を検討。	・直轄整備に係る基本計画の策定予定。							
		徳之島町	環境負荷軽減施設の整備							○	○	・環境負荷軽減施設の整備の検討。	同左					・徳之島全体での施設整備計画の検討。
		天城町	景観等に配慮した観光地整備	○								・観光拠点連携整備事業によりムシロ瀬観光地において景観に配慮した展望台や看板整備を実施(H28年度)。 ・大和城観光地連携整備事業による大和城周辺の園地等の整備。 ・アマミノクロウサギの里整備事業によるアマミノクロウサギ観察小屋の再整備。						
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	世界自然遺産奄美トレイル	○	○	○	○	・奄美群島の全市町村を巡る「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定を平成28年度から開始。 ・徳之島では伊仙町において平成28年度にルート選定、平成29年度に開通。また、徳之島町において平成29年度にルート選定し、平成30年度に開通予定。 ・平成29年度に奄美トレイルシンボルマークを発表、日本エアコミューター便へのシンボルマーク掲載等を通じてPR。 ・平成29年度に伊仙町にてモニターツアーを実施し、PR・課題抽出を実施。	・天城町においてルートを選定。 ・徳之島町において開通式を実施。 ・管理運営体制及びそれに資する取組を検討予定。 ・徳之島町、伊仙町において、トレイル標識設置予定。							・トレイルの認知度の向上及び地元市町村における管理体制の構築。 ・平成30年度、鹿児島県において、管理運営体制及びそれに資する取組を検討予定。		
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツーリズム推進全体構想	○						・平成26年3月に奄美群島エコツーリズム推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」を策定。平成29年2月に国の認定を受けた。また、同年1月には「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設。※奄美群島共通。								

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中
								平成30年度		平成31年度					平成30年度				
5 エコツーリズムの推進	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	徳之島虹の会	ガイドの育成		○	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイド育成とツアー商品の開発」 ・徳之島虹の会においては、国立公園専門ガイド養成のための助成事業申請中。	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・エコツアーガイドの腕磨きとして、徳之島に特化したガイド技術向上のための講座を1年間実施。							○	・認定エコツアーガイドが不足している。		
		徳之島虹の会	ツアーコースの選定		○	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイド育成とツアー商品の開発」 ・徳之島虹の会においては、ツアーコース選定作業推進中。	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・リピーターを増やすために新ツアーメニューを開発中。							○	・遺産推薦区域の面積が小さく利用が集中する事による悪影響が危惧されるため、利用の分散が必要。		
		徳之島虹の会	認定ガイド増員活動		○	○	○	・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。							○	・認定エコツアーガイドが不足している。		
		環境省	エコツアーガイド認定の取組への協力		○	○	○	○	・エコツアーガイド認定の取組に協力。	同左							○		
6 ガイドの育成	質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	質の高いガイド活動を実施するための研修会や交流の実施					・鹿児島県の「奄美・沖縄」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。	同左							○	・徳之島における専門ガイドの不足。ガイド取りまとめ組織の設立。各観光窓口におけるガイドへの取次ぎフローの確立。 ・エコツアーガイドの更なる資質向上と量的確保。	・エコツアーガイドの窓口となる組織の設立、又は徳之島エコツアーガイド連絡協議会の体制強化。	
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業		○	○	○	△	・奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施、H26、H27の2カ年1セット終了。現在、H28、H29の2カ年1セットの2年目を実施した。	・今夏の世界自然遺産登録が想定されていたことから、構成を見直して1カ年1セットで実施。							○	・住民の関心の高まりによる受講生増への対応。	・H31年度以降の実施有無含め、今度の事業の在り方について実施主体で考えたい。
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアーガイド認定制度		○	○	○	△	・奄美群島エコツアーガイド認定講習の実施。第1期生は8月に、第2期生は12月に誕生した。	・今年度は新たに喜界島と与論島でも「奄美群島認定エコツアーガイド」が誕生の予定で、徳之島でも順次講習を実施予定。							○	・「奄美群島認定エコツアーガイド」(徳之島)の組織化。	・徳之島エコツーリズム推進協議会を中心に関係機関(者)と連携し、組織化をはじめとした質の高いガイドの育成に努めたい。
		各町	エコツアーガイド連絡協議会の運営		○	○	○	○	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営(ガイド登録制・群島共通自主ルールの順守等)。	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営。(外来種植物駆除作業・清掃活動・研修及び勉強会・徳之島エコツアーガイド自主ルール策定等)							○		
		伊仙町	ガイドの育成		○	○	○	○	・環境省アドバイザー派遣事業の活用。	同上							○		
		徳之島虹の会	ガイドの育成			○	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイド育成とツアー商品の開発」 ・徳之島虹の会においては、国立公園専門ガイド養成のための助成事業申請中。	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」。							○		
		徳之島虹の会	認定ガイド増員活動			○	○	○	・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。							○	・認定エコツアーガイドが不足している。	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了
								平成30年度		平成31年度					平成30年度					
		徳之島虹の会	ツアーコースの選定		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイド育成とツアー商品の開発」 徳之島虹の会においては、ツアーコース選定作業推進中。 	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」。 							○	<ul style="list-style-type: none"> 遺産推薦区域の面積が小さく利用が集中する事による悪影響が危惧されるため、利用の分散が必要。 			
6) 地域社会の参加・協議による保全管理																				
1	生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県	市町村有林管理計画【再掲】	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に市町村有林管理計画の作成中。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県林務部局・市町村と調整を図る。 								○	<ul style="list-style-type: none"> 市町村有林の管理計画の策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県林務部局・市町村と調整を図りながら、市町村の計画策定を促す。 	
2	環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	鹿児島県	公共事業における環境配慮指針【再掲】	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に県の事業において試行を行い、環境配慮指針を作成。 平成29年度は、県、市町村事業において、環境配慮指針を段階的に運用(アドバイザー制度等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業において、環境配慮指針を段階的に運用する予定。 								○	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの人材の確保等。 環境配慮に対する共通の同じ理念、方針、手順等の必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係事業実施主体との調整。 	
		環境省	環境配慮指針の作成、運用への協力及び許認可指導等での活用	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮指針(仮称)」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。 	同左									○		
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。 	同左									○		
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 本年度以降に実施予定の畜産公共事業(事業名:畜産基盤再編総合整備事業)は、関係法令や県の環境配慮指針(仮称)に基づき、実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は、それを考慮したに沿った事業を実施。 									○		
		鹿児島県	赤土流出防止	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 農業農村整備において、仮設沈砂池3カ所、ほ場内土砂溜39カ所、法面植生約3万3千㎡を予定している。 									○		
		鹿児島県	道路整備における環境配慮	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 植生工においては、無種子による施工を行っている(切土面及び盛土面)。 	同左										○	
		鹿児島県	林道整備における環境配慮	○				<ul style="list-style-type: none"> 林道山クビリ線において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者に助言をいただきながら工事を行った(平成28年度)。 											○	
		鹿児島県	アドバイザーからの助言				○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「公共事業における環境配慮指針(案)」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。 	同左										○

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了
		各町	「環境配慮指針」の運用、アドバイザーからの助言				○	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。	同左									・アドバイザーの人材の確保等。	・関係機関との連携。	
		徳之島虹の会	公共工事予定地の植物調査、移植作業等への協力	○	○	○	○	・徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。	同左											
3 域外住民、観光客等への情報発信	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	環境省	パンフレットの配布等による情報発信	○	○	○	○	・島内のグループ企業と連携し、パンフレットを島内・島外のホテルや空港等に、積極的な情報発信を実施。	同左											
		環境省	地元住民、観光客等への普及啓発イベントの実施				○			・地元住民を対象とした意見交換会を実施予定。 ・地元住民、観光客等を対象とした世界自然遺産の普及啓発フォーラムを開催。		○								
		鹿児島県	観光サイトへの掲載				○	○	・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し、魅力発信及び保護の重要性等を発信する。	同左										
		鹿児島県	各種媒体による情報発信	○	○	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・奄美群島PR動画を作成。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたシンポジウム「世界自然遺産の保全と活用～ガラバゴスと奄美」を開催。		・PR動画・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたシンポジウムを開催予定。										
		各町	観光客向けパンフレット等の配布	○	○	○	○	・空港・港等における観光客向けパンフレット等の配布。	同左										・観光客のニーズを把握し適時更新を図る。 ・観光連盟等との連携を図る。 ・地域通訳案内士等との連携強化	
		各町	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	○	○	・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。	同左										・来場者層の固定化。 ・様々な機関が自然観察等を実施しているので情報の整理。	・各関係機関での情報共有。
		各町	各種媒体による情報発信	○	○	○	○	・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。	同左										・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。	
		徳之島虹の会	ホームページでの情報発信					・徳之島虹の会においては、ホームページにて発信中。年4回会報誌の発行。												
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	○	○	・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。	同左											

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)					
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了	
								平成30年度		平成31年度					平成30年度						
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	勉強会や各種イベントの実施, ポスターやパンフレット等の作成・配布等により, 世界自然遺産登録の意義, 希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい, 住民による取組を推進する。	鹿児島県	出前授業, 勉強会等の実施	○	○	○		・各種団体・学校等における出前授業, 勉強会等の実施。	・同左 ・各講習会において世界自然遺産登録についても普及啓発活動を実施。								○	・希少種保護や外来種対策に係る住民意識の向上。	・イベント開催や各種媒体を通じた普及啓発の実施。 ・各種団体, 学校等における勉強会等の実施。(年10回程度)		
		鹿児島県	パンフレットの配布	○	○	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5~高3の全児童・生徒に配布。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。									○	・子供を対象とした普及啓発の実施。	・普及啓発パンフレット「世界自然遺産と奄美」について, 教育委員会と連携し, 引き続き授業等学校現場での活用を推進。	
		各町	住民向け説明会及び勉強会等の開催	○	○	○	○	・環境省徳之島自然保護官事務所と連携した住民向けの説明会の実施。専門家を招いた勉強会等の開催。	・世界自然遺産に関する講演会の開催。 ・集落座談会(町内全14集落)における世界自然遺産登録に関する説明会の開催(天城町)。 ・鹿児島大学および環境省より講師を招いた世界自然遺産講演会(5/13開催, 3町主催)の開催。									○	・参加者の固定化。 ・世界遺産や自然保護に興味関心の薄い方々に対する普及啓発。	・実施前に広報紙で講演会の概要を紹介するなど新規参加者の開拓を図る。 ・勉強会やイベントの実施。 ・自然保護・世界遺産以外のイベントとの連携。	
		各町	各種媒体による普及啓発	○	○	○	○	・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター, パンフレットの配布による普及啓発。	同左										○	・世界遺産や自然保護に興味関心の薄い方々に対する普及啓発。	・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター, パンフレットの配布。
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	○	○	・住民, 子ども, 地域団体等を対象とした自然観察会, 自然体験, 講演等を実施。	同左										○		
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	奄美群島の自然は, 他の自然遺産地域と異なり, 長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから, 自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	各町	広報誌やHP等による普及啓発	○	○	○	○	・広報誌やHP等による普及啓発。	同左									○			
		各町	看板設置, パンフレット作成, 公民館講座, シンポジウムの開催等による普及啓発	○	○	○	○	・人と自然のかかわりについては, 随時普及啓発活動を実施している。看板設置, パンフレット作成, 公民館講座, シンポジウムの開催など。	同左									○	・自然に関する調査情報が不足しており, 専門家との連携が課題となる。	・今後とも住民普及活動は継続し, 新しい情報を発信し続けるよう努める。	
		徳之島虹の会	大学の聞き取り調査への協力	○	○			・徳之島虹の会においては, 大学の昔の暮らしの中の植物の利活用についての聞き取り調査協力。													
		環境省	出前授業の実施	○	○	○	○	・小中校生を対象として, 出前授業等を積極的に実施することにより, 普及啓発を図っている。	同左									○			
		鹿児島県	パンフレットの配布【再掲】	○	○	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5~高3の全児童・生徒に配布。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。									○	・児童生徒を対象とした普及啓発の実施。	・普及啓発パンフレット「世界自然遺産と奄美」について, 理科の授業等学校現場での活用を推進。	
		鹿児島県 徳之島虹の会	環境学習の取組 (NPO共生・協働・かごしま推進事業)	○				・鹿児島県独自のNPOとの共生・共同推進事業を活用し, 平成28年度, 自然保護団体(徳之島虹の会)による環境学習の取組等を促進。											○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降	平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了
7 環境学習の取組の推進	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	鹿児島県	植物観察等の森林学習や木工体験学習の実施	○	○	○	○	・毎年、小中学校において、植物観察等の森林学習や木工体験学習を実施している(H28実績：1校)。												
		徳之島町	子供向け自然体験イベントの開催	○	○	○	○	・徳之島町においては、夏季・秋季に島の魅力ある自然を活かした子供向け自然体験イベントを開催。												
		天城町	学校等での出前授業や自然観察会の実施	○	○	○	○	・天城町においては、町自然保護専門員による島内の学校等での出前授業や自然観察会の実施。												・教育委員会と連携した環境教育の推進。
		伊仙町	植物観察会などの実施 (いせん親子チャレンジ教室)	○	○	○	○	・伊仙町においては、社会教育課が毎月第3土曜日に行っている『いせん親子チャレンジ教室』のプログラムの中に「植物観察会」など伊仙町の自然などについて、親子で学ぶ機会を提供している。												・学習する機会を設けてはいるが、実施回数が少ない。
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	○	○	・子どもを対象とした自然観察会、自然体験、出前授業等を実施。夏休みの自由研究では地域で成果発表して普及啓発に繋げている。												・学習の取組推進として、自然に触れ合う体験学習の提供を、現在より多く実施。
7)適切なモニタリングと情報の活用																				
1 情報発信と活用	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	環境省	情報の1つのHPへの集約				○	・遺産推薦地にかかる情報を1つのHPに集約した上で、その情報をより広く発信するため、HPに掲載する情報整理等を実施。												
		環境省	モニタリング計画				○	・平成29年度包括的管理計画における順応的管理の実施に向けたモニタリング計画(素案)の検討・作成。												
		林野庁	保護林モニタリング調査のHPへの公表	○	○	○	○	・平成22年度保護林モニタリング調査を実施し、林野庁のホームページとリンクされており九州森林管理局ホームページからも閲覧できる。												